

議案第7号

新座市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

新座市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年新座市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償（第3条-<u>第11条</u>）</p> <p>第3章 フルタイム会計年度任用職員の給与（<u>第12条-第16条</u>）</p> <p>第4章 雑則（<u>第17条-第19条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（<u>第17条及び第18条</u>において「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（給与）</p> <p>第2条 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（次章において「パートタイム会計年度任用職員」という。）の給与は、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とする。</p> <p>2 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（第3章において「フルタイム会計年度任用職員」という。）の給与は、給料並びに地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、夜間勤務手当、休日給、宿日直手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>（<u>第16条</u>において「手当」という。）とする。</p> | <p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償（第3条-<u>第10条</u>）</p> <p>第3章 フルタイム会計年度任用職員の給与（<u>第11条-第14条</u>）</p> <p>第4章 雑則（<u>第15条-第17条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（<u>第15条及び第16条</u>において「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（給与）</p> <p>第2条 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（次章において「パートタイム会計年度任用職員」という。）の給与は、報酬<u>及び期末手当</u>とする。</p> <p>2 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（第3章において「フルタイム会計年度任用職員」という。）の給与は、給料並びに地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、夜間勤務手当、休日給、宿日直手当<u>及び期末手当</u>（<u>第14条</u>において「手当」という。）とする。</p> |

(報酬)

第3条 パートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、次項に規定する基本報酬の額並びに職員の給与に関する条例(昭和30年新座市条例第8号。次項、第3項及び第12条において「給与条例」という。)の規定により支給される地域手当、超過勤務手当及び休日給に相当する報酬(第3項において「相当報酬」という。)の額の合計額とする。

2・3 [略]

(期末手当)

第9条 [略]

2 期末手当の額は、規則で定めるところにより算出した基本報酬及び地域手当相当報酬の1か月当たりの平均額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) [略]

3・4 [略]

(勤勉手当)

第10条 パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この項においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するパートタイム会計年度任用職員(任期が6か月以上の者その他の規則で定める者に限る。以下この項において同じ。)に対し、当該パートタイム会計年度任用職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員で規則で定めるものについても同様とする。

2 勤勉手当の額は、規則で定めるところにより算出した基本報酬及び地域手当相当報酬の1か月当たりの平均額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、パートタイム会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該パートタイム会計年度任用職員の規則で定めるところにより算出した基本報酬及び地域手当相当報酬の1か月当たりの平均額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 前2項に定めるもののほか、勤勉手当の支給方法は、一般職の常勤の職員の例による。

(報酬)

第3条 パートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、次項に規定する基本報酬の額並びに職員の給与に関する条例(昭和30年新座市条例第8号。次項、第3項及び第11条において「給与条例」という。)の規定により支給される地域手当、超過勤務手当及び休日給に相当する報酬(第3項において「相当報酬」という。)の額の合計額とする。

2・3 [略]

(期末手当)

第9条 [略]

2 期末手当の額は、規則で定めるところにより算出した基本報酬及び地域手当相当報酬の1か月当たりの平均額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) [略]

3・4 [略]

(端数計算)

第11条 第3条第2項に規定する基本報酬の額、同条第3項に規定する相当報酬の額又は第9条第2項及び前条第2項の規則で定めるところにより算出した基本報酬及び地域手当相当報酬の1か月当たりの平均額を算定する場合において、これらの額に1円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入するものとする。

(給料)

第12条 [略]

(地域手当)

第13条 [略]

(期末手当)

第14条 [略]

(勤勉手当)

第15条 第10条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「パートタイム会計年度任用職員」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員」と、同条第1項中「この項」とあるのは「この項及び次項」と、同条第2項中「規則で定めるところにより算出した基本報酬及び地域手当相当報酬の1か月当たりの平均額」とあるのは「基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてその者が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とする。

(給料及び手当の支給等)

第16条 第12条から前条までに規定するもののほか、フルタイム会計年度任用職員の給料の支給方法、手当の額及び支給方法、給与の減額並びに端数計算については、一般職の常勤の職員の例による。

(退職者の給与)

第17条 [略]

(別に定めのある職員の給与)

第18条 第2条から前条までの規定にかかわらず、勤務条件について別に定めのある会計年度任用職員として規則で定める者の給与については、一般職の常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、規則で定める。

(端数計算)

第10条 第3条第2項に規定する基本報酬の額、同条第3項に規定する相当報酬の額又は前条第2項の規則で定めるところにより算出した基本報酬及び地域手当相当報酬の1か月当たりの平均額を算定する場合において、これらの額に1円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入するものとする。

(給料)

第11条 [略]

(地域手当)

第12条 [略]

(期末手当)

第13条 [略]

(給料及び手当の支給等)

第14条 前3条に規定するもののほか、フルタイム会計年度任用職員の給料の支給方法、手当の額及び支給方法、給与の減額並びに端数計算については、一般職の常勤の職員の例による。

(退職者の給与)

第15条 [略]

(別に定めのある職員の給与)

第16条 第3条から前条までの規定にかかわらず、勤務条件について別に定めのある会計年度任用職員として規則で定める者の給与については、一般職の常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、規則で定める。

(委任)
第19条 [略]

(委任)
第17条 [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(新座市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 新座市職員の育児休業等に関する条例（平成4年新座市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下この項において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 職員の給与に関する条例（昭和30年新座市条例第8号。以下「給与条例」という。）第16条第1項又は新座市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年新座市条例第22号）第9条第1項（同条例第14条において準用する場合を含む。）に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 給与条例第17条第1項又は新座市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第10条第1項（同条例第15条において準用する場合を含む。）に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> | <p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 職員の給与に関する条例（昭和30年新座市条例第8号。以下「給与条例」という。）第16条第1項又は新座市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年新座市条例第22号）第9条第1項（同条例第13条において準用する場合を含む。）に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 給与条例第17条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> |
| <p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 新座市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定により月額又は日額で報酬を支給される職員に対する前項の規定の</p> | <p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 新座市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定により月額又は日額で報酬を支給される職員に対する前項の規定の</p> |

適用については、同項中「職員（次項に規定する職員を除く。）」とあるのは「職員」と、「給与条例第11条の規定」とあるのは「新座市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第4条の規定又は同条例第18条の規定により定める規則の規定」と、「給与条例第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額」とあるのは「これらの規定に規定する勤務1時間当たりの報酬の額」とする。

適用については、同項中「職員（次項に規定する職員を除く。）」とあるのは「職員」と、「給与条例第11条の規定」とあるのは「新座市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第4条の規定又は同条例第16条の規定により定める規則の規定」と、「給与条例第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額」とあるのは「これらの規定に規定する勤務1時間当たりの報酬の額」とする。

令和6年2月28日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

会計年度任用職員に勤勉手当を支給するとともに、所要の規定の整備を図りたいので、この案を提出するものである。